

	新潟市教育委員会 平成26年6月 定例会会議録			
日 時	平成26年6月27日(金) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎7号棟 405会議室			
出席委員 (9名)	齋藤委員長	出席委員	藤田委員	
	沢野委員		眞谷委員	
	佐藤委員		阿部教育長	
	吉村委員	欠席委員		
	織田委員			
	伊藤委員			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育次長	齋藤 博子	生涯学習センター 所 長	三保 恵美子
	教育政策監	伊藤 充	生涯学習センター 次 長	井関 一博
	教育総務課長	上所 隆	中央図書館館長	山川 正士
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	施設課長	本間 寿晴	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	田中 薫		
	生涯学習課 課長補佐	伊藤 孝司	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
	教職員課長	有本 秀雄	教育総務課係長	灰野 梢
総合教育センター 所長補佐	清水 博美	教育総務課主査	石田 貴宏	
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 3 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (1 件)	議案番号	件 名
	議案第 10 号	新潟市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について
報告 (3 件)	記 号	件 名
		潟東東小学校・潟東西小学校・潟東南小学校の統合に係る要望書について
		日和山小学校の校章・校歌の作成について
		平成 2 7 年度使用教科用図書（小学校用図書）及び平成 2 7 年度使用一般図書（特別支援学校・学級用）の専門調査員の委嘱について
協議題 (0 件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に藤田委員及び眞谷委員を指名します。

第3 付議事件

○委員長 これより付議事件に入ります。議案第10号「新潟市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について」中央公民館長に説明をお願いします。

○中央公民館長 坂井輪公民館の改修及び耐震補強工事に伴う使用料の改正について、昨年9月の本定例会で承認いただきましたが、オープンの期日が確定していなかったため、施行期日については規則で定めることとしておりました。今回、本体の改修工事が終了し、7月19日からオープンすることが決まりましたので、条例の施行期日を定めるものです。

○委員長 今の説明についてご意見、ご質問はありますか。

議案第10号を承認してよろしいでしょうか。それでは承認されました。

第4 報告

○委員長 これより報告案件に入ります。

「潟東小学校・潟東西小学校・潟東南小学校の統合に係る要望書について」教育総務課長に説明をお願いします。

○教育総務課長 西蒲区潟東中学校区内の三つの小学校の統合に係る要望書が地域コミュニティ協議会から提出されました。

潟東地域では平成23年10月に学校適正配置に係る検討会を設立し協議を続けてまいりました。その後、昨年7月に3小学校を統合するとの地域合意がなされ、統合の詳細については小委員会を設置し協議を継続することとなりました。小委員会では昨年10月に第1回の委員会を開催し、詳細について協議を始めましたが、同年12月に要望事項の中間取りまとめを行い、地域コミュニティ協議会から市長及び教育長へ要望書が提出されたところです。この要望書については昨年12月の本定例会議において報告いたしました。

内容は、潟東地域の3小学校を統合すること、また、今後統合の詳細を協議するにあたり、教育委員会及び市当局の支援をお願いしたいという二つの要望でした。小委員会ではその後計7回の検討会を経て、統合に関する地域としての要望内容をまとめ、この要望内容について検討委員会、地域での説明会などを経て、潟東地域コミュニティ協議会において決定されました。

6月24日に市長及び教育長に対し要望書が提出されたものです。

要望書の内容は全部で5項目となっております。

一つ目、3小学校を閉校し、平成28年4月に新しい小学校を開校すること。二つ目、統合後の施設については新設（新築）を要望する。しかし、施設設備の整備に長期間を要し、児童への影響が相当以上と判断される場合は、潟東南小学校を増築して統合校とする。三つ目、児童の通学の安全安心のためにスクールバスの運行を要望する。四つ目、児童や保護者、地域に新たな負担が生じないように支援すること。五つ目、跡地の利用については市当局とコミュニティ協議会が協議していくこと。以上が地域からの要望となっております。

○委員長

今の説明についてご意見、ご質問のある方は。

○佐藤委員

地域の事情がよく分からないのですけれども、検討委員会で、例えば統合校の新築を要望した場合、潟東中学校に隣接するような形は難しいのですか。

○教育総務課長

検討会では、事務局から小中一貫校を検討の材料として提案いたしました。潟東地域については今の時点では、小学校に特化して検討していきたいと、小中一貫校についてはそれ以上話が進みませんでした。ただ、中学校の用地に隣接することは選択肢としてあります。

○伊藤委員

もし新築でなければ潟東南小学校を増築すると書かれていますけれども、ほかにも何かお話が出ているのでしたら教えてください。

また、場所は大体決まっているのですか。

○教育総務課長

3小学校の普通教室が最大でも8教室のため、統合後の10クラスには対応できません。この地区のどの小学校を使っても増築が必要となります。既存の校舎との取り回しといった工夫が必要になりますので、それを含めて増築などとしております。校舎の改修も含めての要望であります。

新築の場合、どこの学校用地を使うかはこれから検討していくこととなります。新築ではなく増築の場合は、潟東南小学校を統合校にしてほしいというのが地域の要望です。

○委員長

そのほかにご質問ございますか。

確認です。新設に長期間を要するという一文ですが、これは工事が間に合わないという意味ですか。

○教育総務課長

新築、増築共に、3校を閉校して新しい小学校を開校する平成28年4月には間に合いません。施設整備が終わるまでの間、仮校舎を使用することとなります。その際に、増築であれば潟東南小学校と決まっておりますが、新築の場合は、どの学校用

地を使うか決めるまでに時間がかかる可能性があります。それを踏まえて長期間を要しと書いてあります。

○委員長

要望書の最初に、3校を閉校し平成28年4月より新しい小学校を開校すると書かれています。新しい小学校ではないのではありませんか。

新しい統合校ができて、なおかつ全員がそこに通えない場合は潟東南校舎を使い続けるということですか。

○教育総務課長

統合校は、平成28年4月から新設校となります。

柳都中学校や日和山小学校と同様に、潟東西、東、南小学校を閉じ、新しい小学校でスタートを切ります。その際には、潟東東小学校を仮校舎として施設整備をします。平行して統合校の整備をします。統合校の整備が終わったら最終的な場所に移るというやり方です。

○委員長

潟東南小学校を増設などの整備をして、潟東東小学校を仮校舎とするとあります。これはどういう意味ですか。

○斎藤教育次長

要望の趣旨としては、平成28年4月に3校を統合し新しい小学校を開校したいということです。校舎については新築、新設が希望です。しかし、新築や新設を検討する時間がかかったり、場所が決まっても工事などで長期間かかるなど、子どもたちに影響がある場合は、潟東南小学校を増築して統合の校舎にという要望です。

新築、潟東南小学校の増築のいずれにしても、統合小学校の施設整備を検討して整備が終わるまでは潟東東小学校を仮校舎とします。平成28年4月は潟東東小学校を仮校舎として出発するという事です。

○沢野委員

新築の校舎にしたいけれど、それが無理であるならば、潟東南小学校の増築を希望するという事ですか。

○教育総務課長

新設は新たに土地を求めて、そこに校舎を建てることです。新築は既存の学校用地を活用します。新設と新築で少し内容が違います。

例えば新設の場合、用地買収などで長期間時間がかかり、子どもたちに影響が出るようであれば潟東南小学校を活用してほしいということです。

○委員長

要するに、要望書の本意としてはこの3校を平成27年度をもって閉校したいということですね。

○吉村委員

3校を新しくスタートさせることはいいのですが、平成28年4月という一応の期日があるわけです。タイムスケジュールはいつ、どこが中心になって、いつまでにあげるのですか。

○教育総務課長

統合するためには学校を閉じます。子どもたちも交流という

プロセスを踏んでいかなければ、新しい学校をスタートしたときにスムーズにいかないと思います。今までの日和山小学校、柳都中学校を例にすると、2年ないし1年半の交流の期間が必要だと思っています。それも含めて、今年度の9月または10月頃に統合の決定をお願いすることになると思います。

○吉村委員

秋頃に統合について決定し、それから初めて適切な土地を探したり、あるいは改築するためのスケジュールを組むのですね。当面は統合確定までこの状態でいくということですね。

○教育総務課長

要望に沿って、どの施設整備が適切なのか検討を始めます。

○藤田委員

その間に、同時進行で小中一貫校の話も進められていくのですか。その話はまた別なのですか。

潟東中学校が中心にあります。この学校が一番傷んでいます。素朴な意見として、同じ新築にするのなら小中一貫校にして、この中学校の場所にしたらいいのではないかと思うのです。そういった提案を教育委員会からできないのでしょうか。

○教育総務課長

現在、小中一貫校は教育ビジョンには位置づけがありませんし、今のところ法律で位置づけられた学校ではありません。

ただ、文部科学省では小中一貫校について、来年度の法律改正の検討をしていると聞いております。実際に小中一貫校にするためには、カリキュラムの編成など諸々の準備が必要ですので、潟東の統合校が小中一貫校になるかどうかは今後の国の動きを見てということになります。

○斎藤教育次長

小中一貫教育については、来年度新しくできる教育ビジョン実施計画の中で検討していくべき課題だと思います。

それを含め、教育委員会としては統合の検討過程で、小中一貫校も検討の余地があると提案しております。小・中連携をより強固にできる、あるいは小中一貫教育を目指すような選択肢です。統合校舎は中学校の敷地に建設あるいは移設地を使うということも、選択肢の一つです。

○委員長

要望書に至るまでに、事務局は、地域コミュニティ協議会を含む検討委員会の方々と色々な協議をしたわけですね。そして今の段階でこの要望書が出てきたということですね。

これが最終結果ではないわけで、この要望を基に小中一貫校や1中1小など、どう進めていくかがこれからの課題になると思います。今はそのことを論じる場面ではないと思います。

そのほかにいかがですか。

○吉村委員

小中一貫校については非常に興味深いことであるし、これからのあり方の一つでしょう。けれどまだ、新潟市は小中一貫校の優位性や懸念する点を精査していません。選択肢に入れるには、かなり慎重にしないとだめだと思います。教育委員会とし

ては、もう少し勉強してからでない選択肢としてはまだ出すべきではないと思います。

○眞谷委員

就任したばかりで、こういった案件にかかわるのは初めてのものですからよく分からないのでお聞きします。

具体的な年月が定められ、仮校舎はここ、増築するのであればここと限定された内容ですが、検討する際はどれを最優先にするのでしょうか。仮校舎や増築する校舎に関する要望を除外して、時期を優先するのか。あるいは校舎に関する要望を優先し、例えば土地を購入し新築する可能性もありますが時期は遅れますよという形で検討するのか。どこを優先するのか教えてくださいたいと思います。

○教育総務課長

コミュニティ協議会が要望書を出されたとき、3校を閉校し平成28年4月に開校してくださいと言われました。できるだけ早く子供達を大勢の中で学ばせたいということです。

統合の準備には1年半から2年かかりますし、その間に並行して最終的な校舎の位置も皆で検討していきたいとも言われました。

そこで、まずは一つ目の要望を優先し、検討することが大事だと思います。潟東南小学校か、新設かについては検討させていただいて、どの施設整備が必要か、適切かを判断する必要があります。潟東南小学校ありき、新設ありきということではなく、すべて並列で検討し進めていくべきと思います。

○委員長

そのほかによろしいですか。

では、次の報告です。「日如山小学校の校章・校歌の作成について」学校支援課長に説明をお願いいたします。

○学校支援課長

新設校のシンボルとなる校章の作成方針についてです。統合する4校の子どもたちの校区や新設校に対する思いや願いを生かした校章、新設校で育てたい子ども像にふさわしい校章を作ることを目指します。デザインは新潟市に所縁があり、現在も教育現場に深くかかわりのある専門家をお願いしたいと考え、新潟大学教育学部の佐藤教授に推薦を依頼しました。その結果、新潟大学教育学部の橋本学准教授に依頼することといたしました。

橋本准教授の経歴等は、デザイン専門で、自らも個展を開催する作家であります。高志中等教育学校、両川小、荻川小、新潟柳都中学校の校章デザインも手がけられた実績があります。

作成のスケジュールについてですが、これまでも橋本先生の希望により舟栄中学校と二葉中学校の統合理念、両校の歴史、生徒、地域住民の新しい学校への思いなどのデータを収集してこられました。それと同じような形で、四つの小学校それぞれ

の統合の理念，四つの学校の歴史，校区のイメージなどを収集し，これらを参考に6月末を目途に複数のデザインを作成する流れになっています。学校や地域でデザイン案を見ていただき，それらの意見を集約し一点に絞り込んでいきたいと思っています。新設校にふさわしい校章となるように，学校，地域ならびに生徒と連絡を密にとりながら作成を進めてまいります。

続いて校歌についてです。統合する4校の児童や地域住民の新設校に対する思いや願いを生かして制作に携わってくださる方をお願いしたいと検討しました。その結果，制作者については，統合実行委員会と地域から，新潟市出身で歌手として全国的に活躍する小林幸子さんをお願いしたいという声があり，小林幸子さんが代表を務める株式会社幸子プロモーションに，歌詞と曲をあわせた校歌の作成を依頼することになりました。小林さんは統合される栄小学校区出身で，新潟市観光大使として全国に新潟市を広くアピールする活動に取り組まれています。また，新潟市ではとりわけ日和山小学校区に対する思いが強く，これまでも子どもたちや地域住民から聞き取りを行っています。新設の日和山小学校に対する児童，地域住民の思い，校区の景色や風土を大切にし，子どものころの風景を歌にできるのはうれしいし，長く歌い継がれる校歌を作りたいというお気持ちを語っておられます。地域の様子はすでによくご存じのことと思いますが，4校の児童の新設校に対する思いや願いを書いたアンケートを実施した結果を小林さんにお渡ししました。ぜひ制作に生かしていただきたいと思っています。

○委員長

今の報告についてご意見，ご質問はありますか。

○織田委員

校章のデザイン作成を依頼した橋本先生は，柳都中学の校章のデザインもしていただいているんですね。橋本先生に問題があると言っているのではありませんが，広く，色々な方という視点も大事だと思います。立派な先生が他にも多くいらっしゃるのではと思います。昨年度依頼した方に，続けて依頼する理由があったら教えていただきたいと思っています。

○学校支援課

今，デザインを手がけられている方ということで，佐藤先生からご推薦いただきましたけれども，ある程度限られてくるということがあります。今後，こういったようなご指摘も出てくると思っていますので，情報を収集しながら，ふさわしい方が推薦されるよう進めてまいりたいと考えております。

○伊藤委員

今のことにも関連しますが，柳都中学校のときの推薦者も同じ方，選ばれて作った方も一緒ということで，デザインに特化したお願いなのでしょうか。

作成スケジュールで，学校・地域へ提示し意見を集約しながら

ら絞り込んでいくということですが、どのように絞り込んでいくのですか。その辺は代表者に聞いてとか、アンケートをとる等、そういうところをお聞かせください。

○学校支援課

1点目ですが、推薦もいろいろな選択肢があると可能性があるのでしょうか。その辺は私どももよく研究をしてみ、予算の範囲内でどこまで可能なのか、今後、よく調べたいと思います。

2点目ですが、この先生は子どもたち、保護者や地域の方々のお気持ちを非常に大事にしてデザインされます。デザイン案もいくつか示して、意図や、どのような意味が込められているのかを説明し、A案はこう、B案はこうと提案します。その後、学校を通じて子どもたち、保護者の方々のご意見をお聞きします。それを参考に最終的に決定してきました。非常に地域の意見も反映され、これまでは順調にきております。

○眞谷委員

今お話があったように校章についてはデザイナーを指名して、地域の方々の意向がかなり入ります。校歌は小林幸子さんが作られた作詞に誰かが意見をできるかどうか分かりませんが、準備会に提示とありますので、この言葉をここに入れてほしいとか、ある程度地域の方々の要望が入る余地というのはあるのでしょうか。

○教育総務課長

学校支援課長から説明がありましたが、新しい学校に望む姿などを、子どもたちへアンケートをしました。それを幸子プロモーションに提示して、子どもたちがどう考えているかを参考に、歌詞の中に取り入れていくということで作業をしていただきます。

歌詞が出来上がった時点で、子どもたちや地域の思いが入ったのかどうか、やり取りしながら思いを酌んでいただき、最終的にいいものを作っていただければと思います。

○眞谷委員

そういったことは明文化されていないけれども、要望の入る余地はあるということですね。

○教育総務課長

校章と同じように、初めに出来上がったものが完成品ではなく、やり取りをしていきます。

○委員長

そのほかにいかがですか。よろしいですか。

では、まず校歌について。小林幸子さんが代表を務める株式会社幸子プロモーションに作成を依頼するという点です。具体的に小林幸子さん個人に依頼するということが書いていませんが、プロモーションが作成するのですか。プロモーションが作成するということはほかの人が作詞作曲する可能性も含まれていると考えられますが、いかがですか。

○教育総務課長

小林幸子さんは、数曲作られて作詞作曲もできる方ですが、

校歌については、プロモーション全体で作っていただきたいということで、幸子プロモーションとの契約となっています。

○委員長

契約は分かりますけれども、校章と比べて、プロモーションで作詞・作曲とは書かないでしょう。何を危惧しているかは分かりますよね。プロモーションが誰に依頼してもいいのです。プロモーションに作成依頼することは、プロモーションが責任を持って日和山小学校の作詞・作曲を担当しますよということです。

先日、地元紙で見ましたけれども、本人が作詞作曲のどちらを担当するか分からないと記事が出ておりました。例えば作詞は別の人にしてもらい、作曲は小林幸子さん自身がすることなのか。プロモーションに作成を依頼するというのは、ここが曖昧です。小林幸子さんが作曲せず作詞だけするケースもあるし、それは依頼者にお任せしますということですか。

○教育総務課長

今回、小林幸子さんは所縁の方ということで、校歌作成の候補者としたわけです。そのところを酌んでいただき、第三者ではなく幸子氏から作っていただきます。第三者から補作、補筆はあるかもしれませんが、主体となって作っていただくをお願いしております。委員長が危惧されることはないかと思えます。

○委員長

はっきり書いたほうがいいのではないのでしょうか。一般的に、普通そうでしょう。ほかの委員の皆さん、どうですか。

別な人に作詞だけ依頼したり、別な人に作曲だけ依頼して、小林幸子さんは作詞だけするとしても、プロモーションの作成になりますよね。

○阿部教育長

小林幸子さん本人が会社の代表だから、プロモーションが契約しますということでした。しかし作詞などは自分がやるから、作詞者名のところには小林幸子というのが入るのは可能ですよね。

○斎藤教育次長

著作権の問題だと思うのですけれども、その辺に支障がないようにやっています。

○委員長

そうですけれども、校歌というのは作曲と作詞があるわけです。作詞・作曲小林幸子さんになるのか、作曲をお願いするのか。地元の要望を十分に酌み取って、それを一番大事にしたいですね。そういう気持ちが地元であり依頼がきたわけですから。作詞・作曲両方するのですか。

○教育総務課長

校歌ですので、作詞と作曲両方を依頼します。

○佐藤委員

著作権はどのように帰属するのですか。

○教育総務課長

著作権は新潟市になります。

○委員長

校章についてです。先ほど課長から説明があったように、推

薦者も同じ方です。この方は新潟市教育委員会の専任だと思われてもおかしくないと思います。昨年度も今年度もやっているわけでしょう。一般の人から見たら、どのような関係なのかと思うのではないのでしょうか。言葉は悪いけれども、癒着が疑われないですか。

どんなに優れた人でも、どんなに制作過程で教育委員会や地域の人たちの意を酌んでくれる素晴らしい人でも、一般に交渉というのは相当注意していかないと、選択肢、リサーチ力がないと言われますよ。優秀なデザイナーは沢山います。新潟所縁の方に絞ったとしても、全国各地に沢山の優秀なデザイナーがいるはずですよ。ほかの委員の方はどう思われますか。

○伊藤委員

自分の子どもの母校は公募で、卒業生の子どもたちが自分たちで作ったというのがありました。実際、色々な募り方がありますが、確かに同じ方が続いていると思います。

○学校支援課長

先ほどの繰り返しになりますけれども、ご指摘のとおりだと思います。

色々な条件で進めていく中で出てきたことですので、今後、全体の進行、予算等色々なことを含めて、ご指摘に答えられるような可能性を調べていきたいと思います。

○委員長

これから、新潟市では沢山のこういうケースが出てきます。今の課長のお言葉は忘れませんので。

ほかに、このことに関していかがですか。

続いて「平成27年度使用教科用図書（小学校用図書）及び平成27年度使用一般図書（特別支援学校・学級用）の専門調査員の委託について」は人事案件となりますので非公開といたしますが、ご異議ございませんでしょうか。

よろしければ、公開の報告案件の終了後、非公開案件として再開して報告していただきます。

これで報告案件を終了いたします。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求めます。

○教育総務課長

では、これから日程の報告をいたします。

7月定例会は7月29日火曜日午後3時30分から、8月定例会は8月25日月曜日午後3時30分から、9月定例会は9月26日金曜日午後3時30分より予定しております。

○委員長

ここで、今定例会が最後の定例会となります佐藤委員、ご苦勞様でした。退任のご挨拶をお願いいたします。

○佐藤委員

今ほど委員長からご紹介いただきました。来月7月14日で丸8年を迎えます。任期8年、満期で退任させていただきます。

大変貴重な経験をさせていただきましたことを厚く御礼を申し上げる次第でございます。

いつも、会議の前には家内から発言には注意してと言われていました。ただ性格上、思ったことはどうしても言うので、ひょっとすると私の発言で不快な思いをされた方がいらっしゃるかもしれませんので、お詫びを申し上げます。

この8年というのは、ちょうど新潟市の教育ビジョンの初年度から就任させていただきました、その進捗状況をずっとみてまいりました。まだまだ道半ばでございますが、是非ともこの当初に掲げた教育ビジョンが、ビジョンだけではなく実現されるようにこれから委員の皆様にはご努力いただければ大変ありがたいと思います。

また、新しい、区担当の教育委員会制度というのは日本で初になります。この件に関しても、後ろ髪をひかれるような思いです。

この新しい制度が、日本の教育委員会に風穴をあける。そういった制度に発展するよう心からご祈念申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間、ありがとうございました。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時30分、閉会を宣言する。

(非公開案件)

(報告

「平成27年度使用教科用図書（小学校用図書）及び平成27年度使用一般図書（特別支援学校・学級用）の専門調査員の委嘱について」報告する。）

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員